

川越都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書による許可）

敷地の位置	敷地面積	摘 要												
比企郡川島町大字戸守字仙元前436番1、436番3、437番、437番2、442番2、442番4、472番4、大字長楽字関下628番、630番2、631番1	18,728.19㎡	一般廃棄物処理施設 (工業専用地域)												
概 要														
<p>◆ 建築物概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要用途：産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設 ・ 敷地内の建築物数：13棟 <p>◆ 処理施設概要</p> <p>【一般廃棄物処理施設】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">処理品目</th> <th style="width: 30%;">処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 破砕施設</td> <td>「使用済小型電子機器等」廃プラスチック類 (金属及びガラスがプラスチックと一体になったものを含む)</td> <td style="text-align: right;">387.74t/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【産業廃棄物処理施設】(既設)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">処理品目</th> <th style="width: 30%;">処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 破砕施設</td> <td>廃プラスチック類</td> <td style="text-align: right;">387.74t/日</td> </tr> </tbody> </table>				処理品目	処理能力	・ 破砕施設	「使用済小型電子機器等」廃プラスチック類 (金属及びガラスがプラスチックと一体になったものを含む)	387.74t/日		処理品目	処理能力	・ 破砕施設	廃プラスチック類	387.74t/日
	処理品目	処理能力												
・ 破砕施設	「使用済小型電子機器等」廃プラスチック類 (金属及びガラスがプラスチックと一体になったものを含む)	387.74t/日												
	処理品目	処理能力												
・ 破砕施設	廃プラスチック類	387.74t/日												

「位置及び施設配置は別図表示のとおり」

理由 特定行政庁が建築基準法第51条ただし書により、新たに一般廃棄物処理施設の許可をするにあたり、敷地の位置の都市計画上の支障について、審議に付すものです。

建築基準法第51条の制度概要

- ・ 廃棄物の処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築、増築、又は用途変更してはならない。
- ・ ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

都市計画を定める者(都市計画法第15条、第87条の2)

埼玉県

市町村

●産業廃棄物処理施設

※さいたま市(指定都市)を除く

県都市計画審議会

●一般廃棄物処理施設

○卸売市場、火葬場等

市町村都市計画審議会

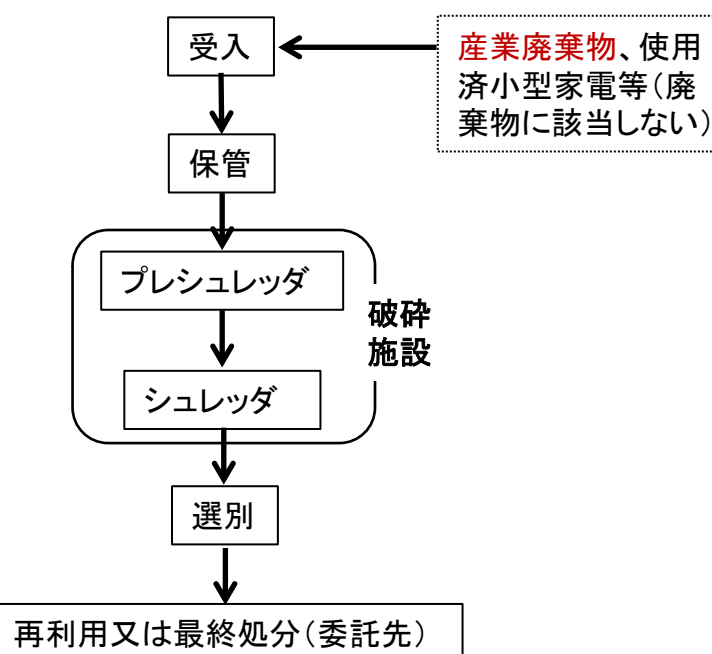
メタルリサイクル(株)における建築概要

- 申請者:メタルリサイクル(株) (代)島元和生
- 敷地位置:比企郡川島町大字戸守字仙元前436番1、436番3、437番、437番2、442番2、442番4、472番4、大字長楽字関下628番、630番2、631番1
- 地域地区:工業専用地域
- 主要用途:**産業廃棄物処理施設**、**一般廃棄物処理施設(小型家電)** 追加
 破碎施設 387.74 t/日
- 工事種別:用途変更(既存建築物13棟)
- 敷地面積:18,728.19㎡、建築面積:4,738.15㎡、延べ面積:5,743.27㎡
- その他:
 - ・当該事業地では平成23年度に**産業廃棄物処理施設**として建築基準法第51条ただし書き許可を取得している。
 - ・現在、有価(廃棄物に該当しない)で小型電子機器等の処理を行っているが、今回、無価(**一般廃棄物**に該当する)で小型電子機器等の処理を行う計画である。⇒現地の状況に変化なし
 - ・既存の産業廃棄物処理施設である破碎施設で一般廃棄物の処理を行う場合は、一般廃棄物処理施設にも該当するため、用途変更として建築基準法第51条ただし書き許可の取得が必要となる。

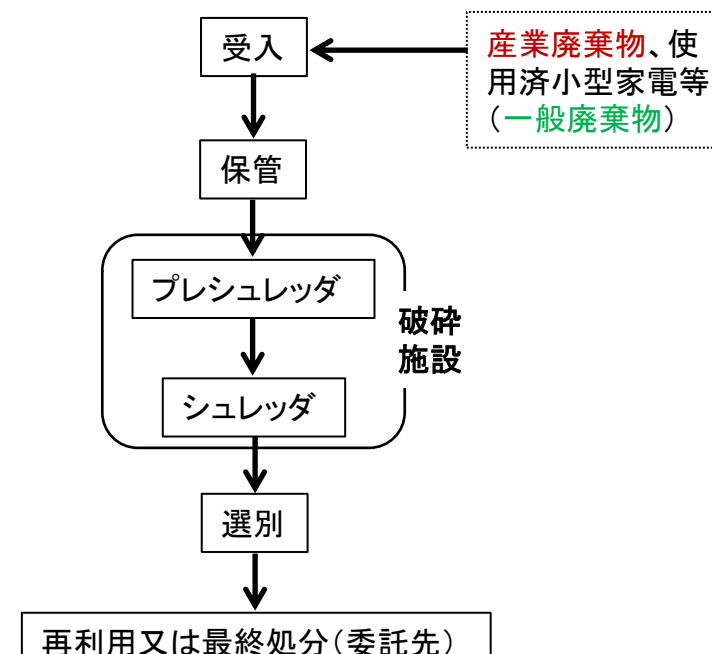
メタルリサイクル(株)における計画概要

《変更前後の処理工程》

○変更前



○変更後



《小型家電について》

○小型家電リサイクル法

- ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月1日から施行。
- 小型家電には、鉄、アルミ、銅といった有用な金属や鉛などの有害な物質が含まれているため、適性な処理を行うことを目的とした法律。
- ・当該法律に基づいて各自治体より排出される小型家電の処理(再資源化事業)を行う計画である。

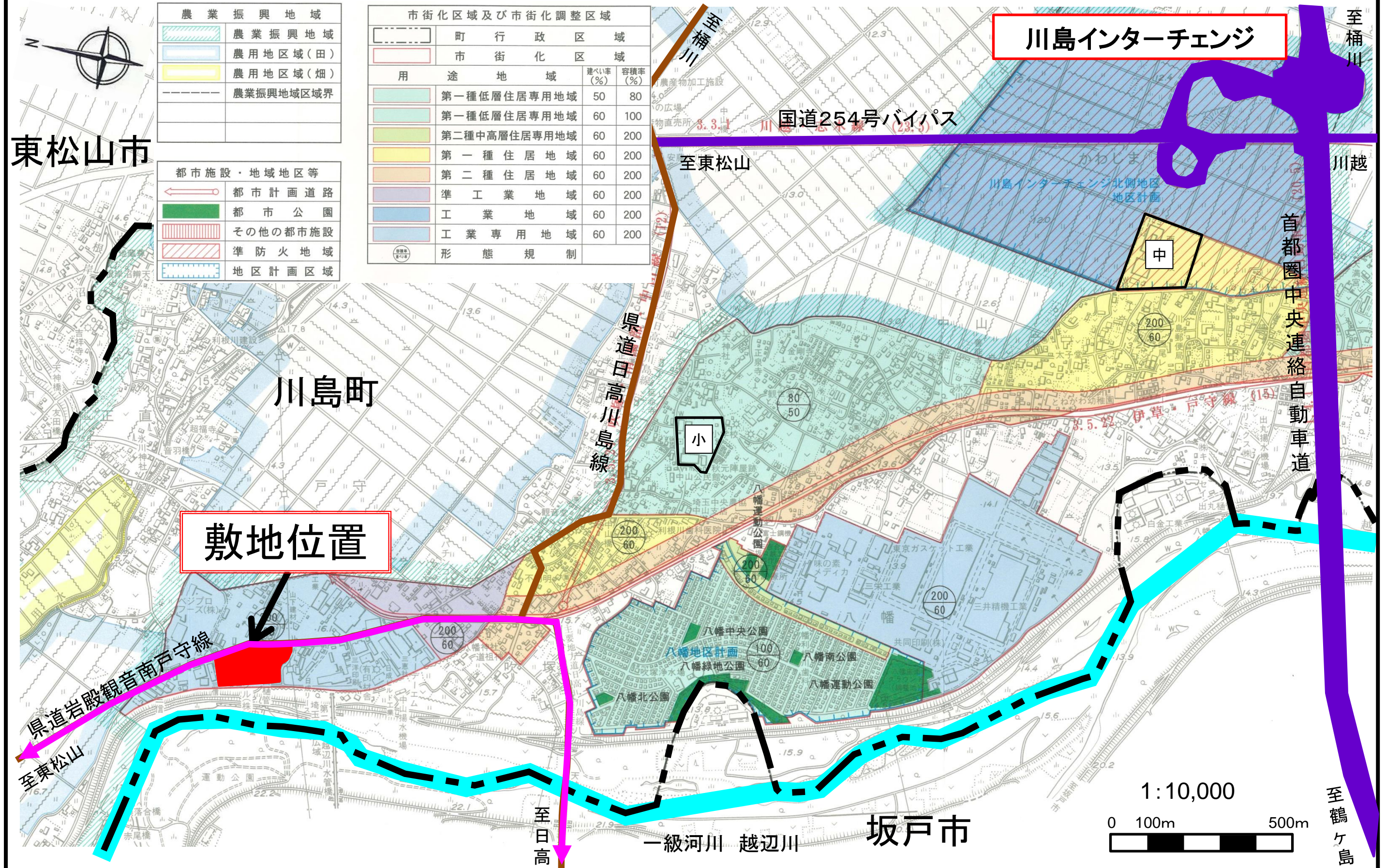
○小型家電とは

- ・小型家電リサイクル法の対象品目は、家庭の電気や電池で動く家電製品が広く対象となる。



※テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等は、「家電リサイクル法」の対象のため対象外。

川越都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について 位置図



農業振興地域	
	農業振興地域
	農用地区域(田)
	農用地区域(畑)
	農業振興地域区域界

都市施設・地域地区等	
	都市計画道路
	都市公園
	その他の都市施設
	準防火地域
	地区計画区域

市街化区域及び市街化調整区域		
用途地域		
	第一種低層住居専用地域	50 80
	第一種低層住居専用地域	60 100
	第二種中高層住居専用地域	60 200
	第一種住居地域	60 200
	第二種住居地域	60 200
	準工業地域	60 200
	工業地域	60 200
	工業専用地域	60 200
	形態規制	

敷地位置

川島インターチェンジ

川越都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について 施設配置図

